第2章

南アフリカにおける和解政策後の社会統合

---カラード・アイデンティティの再構築----

阿部 利洋

はじめに

紛争後に和解の取り組みを行い、国民統合を図ろうとする政策は、これまでにさまざまな国において、さまざまなバリエーションとともに行われてきた。なかでも南アフリカの真実和解委員会(Truth and Reconciliation Commission: TRC)を通じた和解政策は、特赦制度の導入や実施規模等の点において、ひときわ注目を集めるものであった。いまではTRCの活動(1995~2000年)が終了してから10年以上経過しており、南アフリカはポストTRC、ポスト和解政策の段階にある。和解政策は、それが行われた当該社会にどのような影響を与えたのだろうか。

TRC の活動終了後に蓄積されてきた批判的研究は多岐にわたるが、それらの議論を、TRC の活動内容や権限に関する批判(Cronin 1999⁽¹⁾: Fullard and Rousseau 2003, 83⁽²⁾: Posel 2002, 163–165: Hayner 2001, $142^{(3)}$: Van der Merwe 2003, $110-112^{(4)}$ など)と、国民統合に対する TRC の影響に関する批判に区別するなら、本章の問いに照らし合わせて注目すべきは後者である。たとえばデイヴィット・チデスターは、TRC 公聴会では被害証言が「新たな国民が誕生するために必要な犠牲だった」とする意味づけを与えられる傾向があった点を(Chidester 1999)、マイケル・ネオコスモスは、解放運動にかかわった人々

が解放闘争の主体としてではなく被害者として政府主導の国民統合過程に回 収されていくプロセスを、批判した(Neocosmos 2010, 109)。ノーラ・ヴァル ジは、TRC は南アフリカ人皆を被害者として自己規定する機会を提供したが、 そこから排除されていたのが国外の被害者であり、結果として排外主義的な ナショナル・アイデンティティを構築する役割を果たした.と議論する(Valii 2003, 23-24)。こうした研究に共通する視点は. TRC は南アフリカの国民統 合を(否定的な意味で)促進した、とするものである。しかし、(TRCの活動 を通じて) 国民統合が促進されてきている. という視点は. 実証的なデータ とともに提示されるわけではない。逆に、ケープタウンに拠点をおく NGO. Institute for Justice and Reconciliation (IJR) によって2003年以降毎年行われ ている意識調査では、「他の人種グループの人々と交流することはない」と 回答する割合は初回の46%からほぼ変化していない。同様にして、2003年に 回答者の38%が「他の人種グループに属する人々は信用できない」と答えた 質問に対して、2009年の結果は39%である(Institute for Justice and Reconciliation 2009)。また、TRC 活動期に南アフリカの元黒人居住区でフィールド調 査を行ったリチャード・ウィルソンは、「人々は人権侵害公聴会と補償手続 きの場において、与えられた役割をプラグマティックに演じていた。けれど も.TRCが訴えていた人権の価値観は必ずしも受け入れていなかった-(Wilson 2001, 152) と観察している。人権の理念は新生南アフリカの国民統合 のために掲げられたものであるから、ウィルソンの見立てを受け入れるなら ば、TRC が国民統合を促進したという図式は、人々の表面的な振る舞いと しては当てはまる、ということになるだろう。このように、TRC の活動が 国民統合を促進した、という議論については、実証を欠いた批判が散見され る程度にとどまっている。

他方、和解政策の国民統合に対する影響という論点を考えるとき、近年の 南アフリカでは和解や国民統合という用語よりも、むしろ社会的紐帯(social cohesion)という表現が選択されていることに気づかされる。

移民問題を研究してきたローレン・ランダウは、その傾向が、政権トップ

の発言に頻出することに注目している(Landau, Segatti and Misago 2011, 43)。 2009年に公表された政府の報告書,『15年を振り返って』(South African Government 2008)では、社会的紐帯の必要性があらためて訴えられた。その用語の具体的な定義は示されていないものの、さまざまな社会問題を望ましい方向へ変化させる能力を指示する表現だとされ、経済的格差の是正とともに、外国人移民に対する偏見と不寛容、コミュニティ同士、あるいはコミュニティ内部の緊張を緩和させることで、犯罪を軽減させ、社会を安定化させることが期待されている。2011年11月に提出された政府系シンクタンクのレポートには次のように言及されている。

「社会的紐帯という用語が、開発、政府計画、学術会議、メディア討論それに議会公聴会といった場で頻出するようになってきた。南アフリカ人の多くが過去の人種的断絶の負の遺産が残存しており(……)沸点の近くでふつふつと音を立てる断絶と偏見が、政治・経済・人口学的なひずみが悪化することで再び爆発することにならないか、と不安に思っているのだ」(Struwig, Roberts and Davids 2011, 10)。

こうした指摘が複数あることは、南アフリカの社会統合が、紛争後に和解政策が行われた時期とは異なる問題に直面している現状を示唆する。ポストTRC、ポスト和解政策の社会状況は、新しい格差(意識)を反映した異議申し立てに直面しており、それは「南アフリカ人意識の共有=ネイション・ビルディング」がめざされていた和解政策遂行当時には(現在と比べて)表面化していなかったものと思われる。このような文脈を踏まえたうえで、本論では、和解政策が国民統合という目標に対して、どのような効果をもたらしたのか、検討することを目的とする。その際に、本論では、和解政策が直接何らかの効果をもたらした、とする議論は行わない。そうではなく、やや迂回路をたどり、和解政策から帰結しない資源再配分等の広義の正義を制度化する別の政策が、TRCと並行するように実施されてきた点に注目する。そ

して、いわば和解政策と背中合わせに行われてきた正義の政策がどのような 経過をたどり、和解政策との関係のなかでどのような社会的効果を生んだの か、考察する。言い換えれば、和解政策が取り上げなかった格差是正の問題 を扱う別の政策が、和解政策に対してどのような影響を及ぼすことになった のか、ということである。それが、先に述べた社会的紐帯概念の頻出という 現状を分析するにあたり適合的であると考えるからである。そして、この問 いを、とりわけ正義の政策をめぐる社会集団間の論争および異議申し立ての 活動に着目することから検討する。

以下、まず南アフリカの紛争終結と体制転換に和解の理念がどのように関 与したのか、説明する。つぎに、和解政策は、経済的な格差是正や被害者補 償. 政治的な勝者に対する優遇措置を伴わない点から注目された――すなわ ち勝者と敗者を作らない――一方で、和解政策とは異なる回路で取り組まれ てきた格差是正・経済政策がどういうものであったのか、その実態を跡づけ る。そこから見えてくるのは、広義の正義政策に該当するそうした格差是 正・経済政策が、受益者となるべき集団のカテゴリーをめぐって問題を引き 起こしている現実である。本論では、法的には黒人(5)カテゴリーに含められ るカラード 6が、政策運用の現場からは排除されているとして種々行ってき た異議申し立ての実例――政権幹部同士の公的な論争や元アフリカ民族会議 (African National Congress: ANC) 党員によるメディア上の発言、カラードを原 告とする訴訟――を具体的に検討することを通じて、南アフリカ社会に新た な内部対立と序列化というべき現実が生じているさまを描出する(以下の記 述では、ポスト・アパルトヘイトの資源再配分に関する事例に焦点を当てるために、 上述の法的カテゴリーを踏まえ、黒人という表現は白人以外の人種集団を指すこ とにする。引用文献においてアフリカ人の意味で黒人[Black]の語が使われてい る場合でも、アフリカ人と訳した)。これはTRC が主導した和解政策と「虹の 国」という社会統合へ向けたスローガンに反する動きであると理解される。 しかし、こうした動きは必ずしも和解政策の実施から帰結するものではなく、 むしろ、それとは異なる制度・政策として実施された格差是正・経済政策の

運用の実態に起因するものではないか、と考察した。和解政策と社会統合の 関係についていえば、和解政策とは別に行われた広義の正義の政策遂行のあ りようが、和解政策の潜在性と志向を希薄化した、ということになる(なお、 章末に付表として、略語表と略年表を掲載した)。

第1節 南アフリカにおける紛争と体制転換後の和解政策

1. アパルトヘイトの紛争はどのように終結したか

アパルトへイト体制の終焉は武力転覆によるものではなく、解放運動勢力のカリスマ指導者であったネルソン・マンデラの釈放と反体制政党の合法化(1990年2月)、アパルトへイト廃止宣言(1991年2月)、暫定憲法の調印(1993年11月)、そして交渉を通じた全人種参加総選挙の実施(1994年4月)という一連の変化を経て実現した。そこでは、どのような形で民主化ですることが可能なのか、民主化後にははっきりと政治的少数派に転落する白人層の権益はどこまで保証されるのか、といった論点が、交渉の議題に上っていた。一方で、政治暴力の増加を受けて1993~1994年の殺人件数が各年2万件以上報告されていたように(Louw and Shaw 1997)、その過程は平和的な交渉によって構成されていたわけではなかった。ポスト・アパルトへイトの南アフリカを、ポスト・コンフリクト社会であると規定する論者がいるゆえんである。

当時の政府側と解放運動側の交渉過程を詳細に検討したエリック・ドクスタダー(Erik Doxtader)は、1989年の、時期としてはマンデラ釈放直前の秘密会談における二つの文書(元大統領ボタとの会談のために用意した「文書1989年7月5日」と、ボタの後継となったデクラークへ送った「文書1989年12月12日」)のなかで、マンデラが紛争状況を膠着状態と位置づけている⁽⁸⁾点に注目する。

「1988年と89年の交渉過程においては、交渉するという視点に対する双方の腹の探りあいが続いていたが、そのなかで、(引用者注:均衡状態にあるという)かろうじて共有する接点の認識が少しずつ大きくなっていった」(Doxtader 2009, 126)。

「双方が経験してきたこのマヒ状態が、暴力に歴史的な正当性を与えるやり方から(後から振り返ると)「共通性のなかでの対立」へと向かわせる動きを強めることになった」(Doxtader 2009, 156)。

ANCは、マンデラがかつて司令官として創設した武装闘争部門を有していたものの、現実は武力による政権転覆には程遠く、一方で、アパルトへイト政府のほうも、国際社会による経済制裁や景気の悪化、冷戦の終焉――「共産主義と連携する勢力としてのANC」弾圧を支持する国際勢力がなくなる――を受け、武力弾圧を維持し続けることが難しい状況に陥っていた。均衡状態、膠着状態、マヒ状態といった表現が用いられるように、双方、実力行使による決め手を欠く状態にあった。そこに、対立当事者のいずれかが軍事的に勝利し、その後、勝利した側が裁判を実施するなどして正義を追求する、といった方向性ではなく、和解というスローガンが、単なるレトリックにとどまらず、政治的勢力間の交渉における戦略的なキーワードとなる条件が生じ、和解という方向性のもとに体制移行が進行した。

2. 真実和解委員会の活動

上記のように、南アフリカ政府は、裁判と放置、いずれの選択も排し、真 実と和解を理念として掲げる公的機関(TRC)を設置することで過去の紛争 に対処することにした。

TRC活動の主要な要素は、加害者側・被害者側双方からの広範な証言聴取と、そこから選別されたケースについて公聴会を開催すること、加害者の

特赦判定,補償政策を提言すること,報告書作成,であった。1995年12月に施行された国民統一和解促進法に基づき,1996年4月から全国各地で公聴会を開催したTRCは、2万2000名の被害者から証言を聴取し,7100名の加害者から特赦申請を受け付け,1998年に中間報告書を公刊した。加害者の審査に関する活動は2000年まで続けられ、報告書最終巻が公刊されたのは2003年3月である⁽⁹⁾。

この活動は被害者のニーズを取り込み、被害者のエンパワーメントを考慮する政策であるとして肯定的に評価される一方で、紛争を通じて拡大・維持・悪化した経済的格差の是正を扱わないものとして批判されもした(Miller 2008)。また、TRC がその「真実と和解」の対象としたのは、1960年から1994年の間に生じた人権侵害であるが、その規定にもかかわらず、古い出来事は証人や証拠を欠いていたり、そもそも人権侵害の規定に収められなかったさまざまな犠牲があったり、というような点により、必ずしもアパルトへイト時代の加害と被害の関係、あるいは制度的な不正の実態を十分に取り上げられなかった、とする批判も提起されてきた(Carranza 2008)。

TRC は機関・資金・人員いずれにおいても限定された組織であり、それが当該社会の根本的な問題を網羅すべきという発想は非現実的なものではあるが、いわゆる紛争経済の問題に関連する、紛争後社会における社会資源の再配分に関しては、実際には別の政策(アファーマティブ・アクション Affirmative Action 政策)によって対処されていた。その実態を、次の節で取り上げる。

第2節 和解政策と並行して行われた格差是正政策

1. ポスト・アパルトヘイトの社会統合

TRC が活動を終了した南アフリカでは、その理念であった国民和解、社

会統合の状況はどのように進展しているのだろうか。この点については、政権政党である ANC の政策は、政権交代後現在に至るまである種の分裂をはらんでいる、とする見方が提起されている。言い換えれば、1994年以降、「南アフリカ人アイデンティティ」のもとに社会統合を図る企てと、人種・民族カテゴリーの存続を前提とするアイデンティティ・ポリティクスの緊張関係を引きずったまま来ている、ということである。前者は TRC がリードした和解政策が該当するが、それと同時に並行した後者、すなわち社会経済的資源の再配分を行うアファーマティブ・アクション政策を考慮する必要が指摘されるのである。

「ANC が推進したような「近代的な」民主主義的な市民観(引用者注:とそれに基づく社会統合政策)は、マンゴストゥ・ブテレジ(Mangosuthu Buthelezi)やその他のホームランド政治家たちが抱いていた「部族的な」視点(引用者注:エスノセントリズムに基づいて人種協調の統合政策に反対する)を取り込もうとしたが、その一方で、人種間の格差と不平等を是正しようとする政策(引用者注:アファーマティブ・アクションや Black Economic Empowerment: BEE。後述)はエンタイトルメント(entitlement。引用者注:特定の権利ないしは社会経済的資源へのアクセス可能性をめぐる適格者・有資格者)の問題を引き起こした」(Worby 10 0、Hassim and Kupe 2008, 100)。

こうした分裂状況については、必ずしも、1994年以降、あるいはTRC以降、一貫した傾向であった、とされるわけでもない。ANC内部および政策上の変化について、マンデラ政権とムベキ政権のギャップを指摘する議論もある。ブロンヴィン・ハリスは、マンデラ時代(1994~1999年)には、社会秩序の展望を語る際に、国民性、統合、人種間の調和、和解、「虹の国」といった表現が強調された一方で、ムベキ時代(1999年以降)は「人種への回帰」によって特徴づけられる、と対比した(Harris 2004, 3)。マンデラ政権はTRCに代表されるような人種協調の方向性を強く打ち出し、平和的な体制

移行を確実にするために人種的な格差の是正、社会経済的な資源の再配分をめぐる問題は前面に出さなかったが、ムベキ政権は、アパルトヘイトに起因する経済的な不平等に直截的に取り組まなければならなかった。それにともない、体制移行期には後景にひいていた人種的帰属と結びつく利害の言説が前景化してきた、ということである。この立場をとるならば、和解政策と並行していた広義の正義に関する政策(アファーマティブ・アクション)は、おおよそ TRC がその活動を終了しつつあった時期により影響度を高めていった、ということになる。

紛争後社会を再建・再編する際の方向性として、和解と社会統合を優先させるか、正義の確立――紛争(による被害)の責任の所在を画定し、経済格差を是正する――から始めるか、対照的な選択肢がある。旧ユーゴやカンボジアで見られるような、国際法廷の設置により責任者の処罰を行う(しかし被害者補償は実質的には行わない)形の正義の追求がある一方で、南アフリカの場合、まずは和解を掲げ、紛争時の加害責任を社会資源の再配分(という正義)とは結びつけず、それとは別に、アファーマティブ・アクションという枠組みを用い、被害者カテゴリーに該当する人々への実質的な補償政策を行った、と整理できる。和解政策は、加害者の裁きを伴わず、賠償を決定せず、特赦の可能性を与えたことで加害者寄りという批判を受けることもあったが、被害者側に経済的なメリットをもたらす(と期待される)制度は、和解政策とは異なる分野で実行されてきた、ということである。

2. 格差是正・資源再配分政策はどのように行われたか――アファーマティブ・アクションと BEE

体制転換後の南アフリカにおいて、社会的・政治的資源の再配分に取り組んだ主要な政策としては、復興開発計画(Reconstruction and Development Programme: RDP。1993年~)、成長・雇用・再分配計画(Growth, Employment and Redistribution Plan: GEAR。1996~2001年)、アファーマティブ・アクション、

BEE が挙げられる。まず、RDPと GEAR はともにマクロな経済政策であり、 前者は社会主義的な志向のもとで住宅・水道・電気・土地・教育・医療施設 といった基礎的なインフラの供給を主眼としていたが、ムベキ政権になると ANC 内部にイデオロギー上の変化が生じ、後者の政策が採用された。そこ では、ネオリベラルな立場から、国際競争力の向上、貿易促進、雇用の促進 を中心課題とし、年率 6 %の経済成長が目標に据えられた(Cornelissen 2012, 12)。 この二つの政策は、人種カテゴリーを特別に参照することのない(racially blind) ものである一方、アファーマティブ・アクションと BEE は、より特 定の、不利益をこうむってきた社会集団を対象とする点で政治的な政策であ る、と区別される(RDPやGEARにも格差の是正という意図は込められていたが、 その成果をめぐる批判も受けて、より直接的な政策が要請されることになった)。 アファーマティブ・アクションは、政府の公式な意図として、とりわけ新体 制移行後の公務員のポスト配分の場で実施されたが、その基準に関する政策 文書はなく、政治的な論争の種となった。1990年代末にはその基準を定める 必要性が唱えられるようになり、その要請を満たす政策として出てきたのが BEE であった。

他方で, ヴョ・ジャック (Vuyo Jack) は, 南アフリカにおける BEE 政策 の実施プロセスを, 次の 3 段階から整理している (Jack 2007, 105-111)。

その第1段階——黒人企業の誕生と拡大——は次のとおりである。1993年、ニュー・アフリカ・インベストメンツ(New Africa Investments Limited: Nail)の設立により、ジョハネスバーグ証券市場に初の黒人企業が誕生した。Nailによる成功は、他の黒人コンソーシアム(投資事業体)が1990年代後半にBEE 分野に参入する契機となった。この時期には雇用均等法(South Africa's Employment Equity Act 55 of 1998)が制定され、「企業と行政機関の双方に対して、雇用に際しては、同等の資格を持つ白人よりも、かつて不利益を被ったアフリカ人・カラード・インド人を優先するよう要請する」ことが定められている。

つぎに第2段階として、BEE 概念の規定を図る動きが続く。1997年11月、

黒人経営フォーラム(Black Management Forum: BMF)は黒人の経済力強化委 員会 (BEE Commission: BEE-Com) の設立を訴えた。というのも、BEE 実施 に関する共通の規定、指標、基準といったものが欠けており、ご都合主義や 詐称が横行していたからである。ANC は議会においてこの主張を支持し、 2001年にはBEE-Com はBEE の定義を含む報告書を提出した。そこでは、 当初唯一の焦点であった経営権(ownership)から、雇用の平等、技能開発、 優先調達(preferential procurement。BEE に積極的な企業と取引することで法令 遵守度が増す評価制度)へと BEE 政策をめぐる論点がシフトしている。BEE-Com の報告書は、政府が2003年に公表した BEE 戦略文書、さらには2004年 12月に貿易産業省(Department of Trade and Industry)が提出した B-BBEE ガ イドライン (codes of good practice on broad-based BEE) 草案の素地を準備した。 そして、第3段階では、それまでに整えられてきたBEEの概念と方向性 を、より拘束力をもって実施させる仕組みが導入されることになる。この段 階のBEEの素地は、1997年の優先調達戦略によって作られていた。Broadbased BEE (B-BBEE) Act が2003年に成立する前段階として、1998年の雇用 均等法と技能育成法(Skills Development Act)が位置づけられるのである。し かし、こうした法律に対しては、企業のなかには法に従わず罰金を払う方が 経済合理的であると判断するところもあった。1992年の時点で黒人ビジネス に何らかの費用をかけている企業は全体の1%であったが、その数値は1997 年、2002年のデータにおいてもわずか4%にしかなっていなかった。それが、 2003年の BEE 戦略文書によって、もし民間企業が行政部門とビジネスを行 う場合、黒人企業 (black companies) から物品を購入しているか等、B-BBEE 指針にどれだけ適合しているかを示さなくてはならなくなった。評価は、た とえば仕入先の企業がさらにどの程度 BEE 企業から資材を調達しているか. といった観点からも点数化される。BEE 企業と連携していない企業は、そ のことで自分たちの顧客にマイナス要因を与えることになってしまうのであ る。この仕組みの導入により、黒人企業が行政ビジネスに依存せずにすむよ う道筋がつけられることになった、とされる。

2012年10月の時点では、B-BBEE 修正法案(Broad-Based Black Economic Empowerment Act Amendment Bill $2011^{(1)}$)が新たに検討されており、そこでは、B-BBEE 委員会(B-BBEE Commission)の調査によって非貢献企業と判定された企業は年間総売上高の10%分を罰金として支払わねばならないことが明記されている。

3. アファーマティブ・アクションと BEE に対する批判

さて、BEE (以下、B-BBEE も含む)の適用をめぐっては、その概念を誰に、 どのように当てはめるかが問題となっている。Black の概念は制度上どのよ うに定義されているのだろうか。

規定(The Broad-Based Black Economic Empowerment Act of 2003)では、アフリカ人、カラード、ないしインド系南アフリカ人、とされている(対象は企業体ではなく、個人)。そして、1993年の南アフリカ憲法施行以前に市民権を得ていたか、帰化していた者、ないしは、アパルトヘイト政策が存在しなければ憲法施行の時点で帰化により市民権を獲得できていたはずの者、が条件とされている(Lester 2007, 127)。つまり、Black という用語によって、アパルトヘイト体制下で、何らかの差別形態の対象となっていた南アフリカ人が定義されている「2000」この規定からはアフリカ人移民は資格要件を欠くことが示され、後述するような「正当な南アフリカ人」という発想へつながる素地を認めることができる。

しかし、現時点においては、黒人カテゴリー内部の受益者同士の利得が背反する際の基準はない(次節で詳説)。そのため、現実には不十分な資源をめぐって、アフリカ人優遇の制度運用が現場で(インフォーマルに)行われている、という不満が、非アフリカ人コミュニティから出ることになる。たとえば「集団としては、アフリカ人弱者がより直接の受益者となるべきだ。かつてより苦しんだのはアフリカ人だ」(レスリー・マースドープ Leslie Marsdoop、ABSA Capital 副議長)(*The Sunday Times*, 13 May 2007)という見方や「白

人もしくはアフリカ人企業主は、カラードを雇ったら、それは真のエンパワー メントではない. と考えているだろう | (フランクリン・ソン Franklin Sonn, フリー・ステート大学学長) (The Sunday Times, 13 May 2007) という状況認識が ある。また、カラードの政治的・社会的権利を訴える団体カラード・イニシ アティブ (Bruin Belange Inisiatief) の設立 (2008年7月23日) に際して、民主 同盟⁽¹³⁾ (Democratic Alliance: DA) のアラン・フルートブーム (Allan Grootboom) 議員は、「われわれカラードは非常に難しい立場に立たされている。憲法に 従えば、われわれは黒人市民に分類されるわけだが、アファーマティブ・ア クションや起業家への資本投資という具体的な話になると、その定義はどこ かへいってしまう。この組織を通じて、そうした状態を是正していく」と表 明した (Diamond Fields Advertiser, 24 July 2008)。カーギルは、BEE がアフリカ 人以外の黒人(すなわちカラードとインド人)にメリットをもたらさない間接 的な理由として、白人が所有する企業の多くは、黒人幹部を選ぶ際に、その 仕事上の能力からではなく、ANC 政府とのつながり(コネ)を基準・目的と して選ぶからだ. と指摘する (Cargill 2010, 89)。この見立てに従えば. ANC の党内ポリティクスにおける人種間関係がアフリカ人優位に進むほど、BEE 政策の現実的な受容がアフリカ人優遇政策の性格を帯びていくことになる。

上記の批判をまとめれば、BEEは、正義の政策として体制転換後の資源 再配分ないし被害者側への集団的補償の性格をもつものとして行われたわけ だが、その運用過程において、受益者とされる非白人カテゴリー内部に軋轢 が生じている、ということである。

4. BEE 擁護の言説に見られる偏向

このように、BEEの運用をめぐっては、非白人カテゴリーを適用する基準にあいまいさが残ることや、政権政党との関係など、アフリカ人以外にとっては否定的に働く要素が確認される。その一方で、BEEの制度的理念を擁護する言説においても、アフリカ人論者の説明には、推進派の偏向が読み

取れるものが散見される。以下、そうした言説をいくつか取り上げ、そこに アフリカ人対アフリカーナーの構図があり、アフリカーナーを敵対視する議 論には、アフリカーンス語を母語とする点から間接的にカラードを排斥対象 とする志向がうかがえることを指摘する。

まず、もっとも原則論的な BEE 擁護は、憲法に依拠する説明として示される。1994年から2009年まで憲法裁判所の判事を務めたアルビー・サッシュ (Albie Sachs) は、憲法の第9節 (1) の、「すべての人々は、法により平等に保護される」という条文、第9節 (2) の「平等な状態を達成するために、(…) 不公正な差別により不利益を被ってきた人々を保護あるいは後押しする (advance) 法その他の手段が採用される」という箇所(アファーマティブ・アクション条項)、そして第9節 (3) の通常「反差別条項」と呼ばれる箇所を参照し、BEE はこうした憲法の3つの要請をすり合わせる(reconcile)ところに出てきたものだ、と説明する(Sachs 2007、9-11)。

他方,この経済的是正策を,道徳的な価値観として表明する仕方がある。「(このような)大きな変革なくして,私たちが過去の対立を癒し,民主主義的な価値・社会正義・基本的人権に基づく社会を建設することはできない」(Sachs 2007, 12)。起業家であり,ジョハネスバーグ大学学長も務めるウェンディ・ルハベ (Wendy Luhabe)は「経済は道徳的かつ文化的なプロセスでもあることを強調したい (…)要するに、BEE 政策を支える価値は、第一に統合とウブントゥ⁶⁴であり、それは、私たちが何を、どのように達成するのかについて共通の理解へ至るための対話の文化でなければならない」(Luhabe 2007, 18-19)と言う。

しかし、BEEの運用により具体的な正当性を付与する言説は、アフリカーナーによる過去の取り組みを参照する歴史的な説明である。アフリカーナーによる民族中心主義的な経済復興戦略に対する肯定的な見方としては、「(BEE は) アフリカーナーがイギリス帝国主義による支配から同胞ビジネスを救済しようとした際の資本の動員と同じ思考的基盤を有するものだ (…) 救済 (reddingsdaad) キャンペーンと、それを実現した精神は BEE 運動の先

駆である」(Luhabe 2007, 20, 23) というものがある。この発言の背景には、 政治的に勝利した側に益する経済政策は正当化される、というニュアンスが ある。

同様にしてアフリカーナーを参照し、自己正当化の色合いが濃いものとし ては、「1950年代から1960年代にかけては、アフリカーナーによる攻撃的な アファーマティブ・アクションの時期であり、それまでイギリス系資本に従 属し、あるいはその支持をあおいでいた産業を国有化した(…)こうしたア ファーマティブ・アクションが行われなかったならば、アフリカーナーが今 日手にしている経済的な達成は成し遂げられなかったはずだ | (Mafuna 2007, 35) という説明に表れる。同様の点を具体的に説明するものとしては、「サ ンラム (Sanlam). フォルクスベレハン (Federale Volksbelegging). サーンボウ (Saambou), ボオヌスコール (Bonuskor), レンブラント (Rembrandt) といっ たアフリカーナー大企業は、すべて「インフォーマルな」アファーマティ ブ・アクション政策を用い、アフリカーナー白人の雇用と職歴上昇を促進し た (…) 1939年から1948年の間に、アフリカーナーによって支配される企業 の数は 4 倍になり、その売上高は 5 倍以上になった」(Innes 2007, 55) がある。 アフリカーナーの取り組みと現在の BEE は類似点もあるが、BEE の方が正 当である、という表現は、「アフリカ人とアフリカーナーの大きな違いは、 後者がかつて政治的権利を持ち、前者のそれを拒否したことだ」(Innes 2007、 54) に見ることができる。

こうした表現に直接表れてはいないものの、アフリカーナーを名指しして、その歴史的な過去に対応するのが現在のBEE なのだ、という位置づけが図られるとき、そこには政治的に勝利した集団による自己中心的な優遇政策の正当化(敗者なき体制移行における社会統合をめざす方向性とは異なる)と、アフリカーナー(支配集団)に近かった――文化的にはアフリカーンスを第一言語とし、政治的には国民党(National Party: NP)支持者が多かった――社会集団(カラード)と自己(アフリカ人)を区別するニュアンスを認めることができる。

第3節 ポスト・アパルトヘイト期におけるカラード・カテ ゴリーに依拠した権利の主張

1. ANC 政権への不満

ソウェト出身の元シティ・プレス紙¹⁵政治部デスク,ジミー・シーペ (Jimmy Seepe) ¹⁶⁶は、ポスト・アパルトヘイト、ポスト TRC の人種関係について、次のように指摘していた。

「南アフリカは依然として黒人と白人の分離をひきずっているが、その一方で、われわれが、カラードとアフリカ人の関係、あるいはインド人とアフリカ人の関係には十分取り組んでこなかったことが明らかになってきた(…)アファーマティブ・アクションは常に黒人と白人の文脈でしか考えられてこなかったため、政府は、カラードとアフリカ人、インド人とアフリカ人の関係に関する指針を示すことに失敗した」(City Press, 6 July 2003)。

シーペの指摘もまた、ポスト・アパルトへイトの南アフリカに、非白人集団間の軋轢・緊張が存在するという先述の批判を裏書きするものである。引用箇所のうち、とりわけアフリカ人とカラードの関係、さらには、そうした関係に対するカラード側の反応としてのアイデンティティの表明に関する近年の動向は、モハメド・アディカリ^いの説明(Adhikari 2005, 176-180)によれば、以下のようになる。

カラードというアイデンティティ・カテゴリーを拒否する動きは、1980年 代の反アパルトヘイト解放運動のさなかにもあった。それは、白人よりも政 治的・社会的権利が矮小化された社会集団を指すものであり、また先住民や 混血、奴隷の子孫などを一括りにする差別的な残余カテゴリーとなっていた ためである。一方、ポスト・アパルトヘイト期には以前とは異なる文脈で、 そのカテゴリーが伴う現実の受容を拒否する多くのカラードが現れた。多数 派のアフリカ人による支配を恐れ、カラードは周縁に追いやられていると感 じ、カラードに対するステレオタイプ的な見方に対抗したいと思い、また、 新たな民主主義的状況で政治的な利得をめざす、といったことすべてが、カ ラードのアイデンティティ意識をあおっている、とされるのである。

「「要するに、以前は十分に白くなかったし、いまでは十分に黒くないというわけだ」と嘆くのが、日常茶飯となった。これが、カラード・コミュニティの大方の感情を代弁する表現である | (Adhikari 2005, 176)。

現体制への不満は、アパルトヘイト時代のカラードが置かれた社会的ポジションと比較することでも生じる。

「有名なカラードの俳優、アンソニー・ウィルソン(Anthony Wilson)はカラード・コミュニティの感情をうまく伝えている。「ボーアの連中は盗んだが、すくなくとも程度をわきまえていて、全部は盗まなかった。彼らはクリームは盗んだけど、黒い連中(darkies)ときたらクリームとミルクと、バケツまで盗みやがる」」(Adhikari 2005, 180)。

こうした不満が、とりわけ、カラードの労働者階層の人々の間に見出される点も指摘されている。やはりカラードではあるが、ケープタウン大講師を務めるジミトリ・エラスムス(Zimitri Erasmus)は、南アフリカ人アイデンティティをカラード・アイデンティティよりも上位におき、偏狭な人種主義を捨てろと説く。しかし、アディカリに言わせれば、中流以上・高学歴のカラード、新体制で政治的自由の恩恵を被っている一部のカラード以外には、そうした視点を共有する余裕はない^[58]。

「こうした否定的な見方を、非理性的な人種主義の産物とみなすのは簡単

だが、カラードの労働者階層の生活状態が1990年代初頭以降悪くなっている というデータもある | (Adhikari 2005, 180) のである (表1を参照)。

もっとも、カラードの暮らし向きだけが(相対的に)悪くなっているとい うデータは、その他の経済的指標を見て、必ずしも一般的なわけではない (Bhorat et al. 2001: Bhorat and Kanbur 2006: Serumaga-Zake, Kotze and Madsen 2005) とはいえ, 相対的剥奪概念を参照するならば, 先述の人種別推定貧困率のデー タは. カラードのなかに「否定的な変化」を強く認識する者が出てくる要因 としてはたらくものといえる。カラードによる現状に対する不満や批判は. アディカリに従えば「中流以下の者」が強く訴えるものであるからだ。

他方で、労働者階層のカラードのみならず、職場における管理職のカラー ドにとっても状況は否定的であるというデータもあり、実態は複雑である。 『雇用均等委員会年次報告書2009~2010年』(The 10th Annual Report of the Employment and Equity Commission 2009-2010, Department of Labour) には、ムベキ 政権以降の2001年から2009年の間に、政府および民間企業における幹部(Top Management Level) の地位についている者の割合の推移を人種別に跡づけた

表1 カラードの推定貧困率だけが1993年以降2000年に至るまで上 昇しているデータ (%)

人種別推定貧困率 (1970~2000年)* 年 アフリカ人 カラード インド人 白人 計 1970 64.6 34.1 17.9 2.7 49.8 1975 52.9 30.2 15.3 2.3 43.7 1980 49.3 28.3 12.5 2.1 38.9 49.1 22.9 10.6 38.8 1985 1.8 45.9 17.4 8.7 1.5 35.3 1990 1993 48.0 14.8 7.8 1.5 38.2 1995 48.4 17.3 5.2 1.2 38.8 2000 (悲観的) 47.4 19.0 4.7 1.4 38.6

44.4 (出所) Van der Berg and Louw (2004, 567).

2000 (楽観的)

21.0

4.3

1.4

36.4

⁽注) *年収3000ラント(1ラント=12円で3万6000円)/人を貧困ラインに設定。

データ (表2) があり、10年前から大きく比率を減らしたのはカラードだけである。この点に関して、「職場での人種差別をもっとも被ってきたのはカラードである」という評価もなされた (City Press, 8 August 2010)。

さらに、カラードによる現体制への不満や批判は、アパルトへイト時代には ANC に近い立場で活動をしていたカラード、あるいは ANC メンバーとして闘争に参加してきたカラードからも表明される。

「かつて反アパルトヘイト闘争に加わったカラードたちは、新しい政府に幻滅し、裏切られたという思いをもっている。(…) たしかに、こうしたカラードの視点は、アフリカ人エリートや、急増するアフリカ人中流階層の人々に焦点を当てており、アフリカ人の多くが依然として貧困状況におかれている事実を無視している。しかし、カラードの不安が大きくなっている理由として、アフリカ人による「身びいき(racial chauvinism)」とANC 幹部たちから発せされるアフリカ人至上主義(triumphalism)があるのは間違いない」(Adhikari 2005, 182)。

「「黒人」の概念のもとに、アパルトヘイトという敵に向かって団結していた頃もあった。カラード活動家のなかにはその時代を覚えている者もいるが、結局はアフリカ人を解放する運動の一部となった末、今では二級市民の身分をおしいただいている(enshrine)、と苦々しげに言う。(…)西ケープを周れば、解放闘争の兵士だったカラードの政治活動家の多くが姿

表 2 職場における幹部の人種比率 (2001~2009年) (%)

	2001	2003	2005	2007	2009
アフリカ人	8.0	12.8	14.9	16.9	17.9
カラード	13.2	3.7	4.0	3.6	3.7
インド人	3.9	4.7	4.9	5.4	5.6
白人	74.9	76.7	76.3	71.5	72.6

(出所) 10th CEE Annual Report 2009-2010, Department of Labour, p.33.

を消していることに気づくだろう。彼らは裏切られたと感じているのだ」 (*Pretoria News* 元副編集長デニス・クルイウェイゲン Dennis Cruywagen) (*Cape Argus*, 7 February 2011)。

こうした批判を反映する動きとして、2008年8月には、ハウテン州のカラー ド政治団体である South Western Ioint Civic Association (Soweioca) が、ANC 内部の身内主義、汚職、賄賂等の腐敗を理由に「100カ所の支部員すべてに ANC 支持の立場を撤回させる」ことを表明した。その際 Sowejoca は、西ケー プ州知事のエブラヒム・ラスール(Ebrahim Rasool, ANC 党員, カラード)が 同年7月に ANC の National Executive Committee によって辞職させられた件 をとりあげ、「ANC はカラードを周辺化しようとしている」と批判した¹⁰⁹ (*The Citizen*, 1 August 2008)。ANC 党内に見られるアフリカ人至上主義的なふ るまいへの批判として、2010年4月にベテルスドープ (Bethelsdorp) で行わ れた解放の日・記念式典(Freedom Day Celebrations)での顛末を、「ANC はカ ラードが闘争に貢献した事実を無視している」というタイトルで、民主同盟 (Democratic Alliance: DA) 議員のニコ・ドゥ・プレシ (Nico du Plessis) が書い ている (The Herald, 30 April 2010)。彼によれば、解放記念式典はすべての政 党に開かれたものであるはずにもかかわらず、ANC が牛耳り、DA 関係者に はオープニング・セレモニーと晩餐会の招待をせず、会場の入り口では ANC 党員によって門前払いを食らった DA 関係者もいた。ステージには ANC の旗が掲げられ、別の党の参加者はその旗のもとでスピーチするよう 要求された。進行役は議事のほとんどをコーサ語で行った。結果として、 DA 関係者(筆者注:アフリカーンスを母語とする議員が多い) は途中退場した。 こうしたエピソードやデータのほかに、制度にかかわる論争として ANC のアフリカ人至上主義 (=反カラード主義) を批判するカラードがしばしば 取り上げられるのが、2010年3月、当時労働省の長官で、その後内閣報道官 になったジミー・マニイ (Jimmy Manyi, アフリカ人) の発言に端を発した論 争である。マニイは「西ケープ州にはカラード人口が過剰供給されているか

ら、全国に散らばるべきだ」とテレビ番組²⁰¹で発言し、ANC 所属のトレバー・マニュエル(Trevor Manuel、カラード、1996~2009年まで財務大臣 Minister of Finance、発言当時は計画大臣 Minister of Planning、現在は国家計画委員会議長)と論争になった。マニュエルは公開書簡で、マニイを「ネルソン・マンデラが戒めたアフリカ人多数派支配をもくろむ人種差別主義者」と批判した (Business Day, 4 March 2011)。マニイはその後カラードに対する無条件の謝罪を表明し、ANC 報道官と政府の広報担当官も「過剰供給とは通常、商品について用いられる表現であり、人間に使われるべきでない」、とマニイ発言の非を認めるに至った(Saturday Star, 26 February 2011)。しかし、ANC 青年同盟やポール・ンゴベニ(Paul Ngobeni、防衛・退役軍人省法律顧問)はマニュエルを攻撃し、他方でジェイ・ナイドゥー(Jay Naidoo、元通信大臣1996~1999年、インド人)やズウェリンジマ・ヴァビ(Zwelinzima Vavi、南アフリカ労働組合会議 COSATU 議長)はマニュエルを擁護しマニイを激しく非難するなど、論争はそれまで隠されていた対立の構図をあらためて浮かび上がらせるものとなった(City Press, 6 March 2011)。

2. カラードを原告とする反 BEE 訴訟

アファーマティブ・アクションの方針を適用する際に, 非白人間の利害が 対立する場合の基準あるいは優先順位をどのように設定できるのか, という 問題が明確に表れるのが訴訟である。

カラードによる反アファーマティブ・アクション、反 BEE 訴訟のさきがけとなったのが、通称エスコム訴訟である。南アフリカ最大の電力会社エスコム(Eskom)の社員、レオン・クリスティアーンス(Leon Christiaans、カラード)は、2004年に社内の昇進募集に応募した。彼は最終候補に残り、昇進ポストがいったん割り当てられたのだが、後に、「エスコムのアファーマティブ・アクション・プログラムの該当者となるには「白すぎる」」という理由で撤回され、そのポストはアフリカ人エンジニアに割り振られた。そこ

で、クリスティアーンスは、エスコムが彼に対して人種差別を行ったとして 訴訟を起こした。エスコム側の主張は、「アフリカ人はかつて、より政治的 機会を与えられず、不利益をこうむった。また、カラードはかつてパス(ア パルトヘイト時代の身分証。就業歴等の個人情報を詳しく記録した)の携帯を義 務付けられていなかったが、それもまた、カラードの被害がアフリカ人より も少ないことを示している | というものだった。カラード側の思惑に反して. 2006年 4 月に Cape Town arbitration court はエスコム側の主張を認めた。一方. この判決に反発する野党の質問に対して、当時のムベキ大統領は、裁判所の 決定は支持しない姿勢を表明した。「アフリカ人の方がかつて不利益を被っ たため、いま受益者となるべきだ、という考えは正しくない。カラードもま た不利益を被った。政府はむしろ公平な処遇を求める」(ターボ・ムベキ) (Fin 24 online, 19 May 2006)。ムベキは、判決に伴って、人種間の優先順位を 盛り込んだアファーマティブ・アクション関連法を作るべきではないか、と いう提案には反対した。しかしそれでも、次のような不信が表明された。 「法律は存在する。原則もある。それをどのように適用するかが問題になっ ている。法律がどのように適用されるべきかに関する具体的なガイドライン が必要だ (…) もしそうしたものが拒否されれば、アフリカ人でなければ永 遠に負け続けることになる」(ソリダリティSolidarity²², 広報担当ヤコ・クレイ ハンス Jaco Klevnhans)。

エスコム訴訟にかかわった労働組合ソリダリティは、その後カラードの公務員による政府のアファーマティブ・アクション政策に対する訴訟を一貫して支援²³し、とくに公務員に対する政府のアファーマティブ・アクション政策に対する批判は、ANCが提出した雇用均等法修正法案との関連から行われている(Cape Times, 21 February 2011)。この法案──先述のマニイが労働省長官時代に草案が作られた──が通れば、国民の人口比率に従って計算された経済活動人口(economically active population: EAP)に基づいて各州・各雇用所・各部署の雇用状況が改善されねばならなくなる。国レベルでの EAP 人種別比率は、アフリカ人79.3%、カラード8.8%、白人9.3%、インド人2.5%

であり、西ケープ州の EAP は、アフリカ人29.1%、カラード54.8%、インド人0.5%、白人15.6%となっている。もし修正法が可決され、雇用者すべてが法律を適用した場合、カラード就業者の80%(100万人)と白人の20%が職を失い、反対に、アフリカ人の就業者は154%、インド人は同様にして538%増加することになる。また、法律違反とみなされた雇用者に対する罰金額は90万ランドから年間売上高の10%まで引き上げられる。そして、職場の人種比率が法的規定を充たしているかどうかの判定に関して、労働大臣の裁量が増す(法案42節2項および3項)ことへの懸念も出されている²⁰。この法案もアファーマティブ・アクション政策の一つに位置づけられるが、それがめざすのはアフリカ人至上主義的な発想の制度化だと批判されるのである²⁵。

というのも、たとえばハウテン州はカラードの人口比率が低いので、カラードの公務員はハウテン州の部署へ異動すれば昇進の可能性が高まる、という反論があるのだが、西ケープに根づいているカラードが自身の昇進のためだけに他州へ移住するわけがない、と考えられるからである。つまり、この法案は、カラード住民が多い地域におけるカラードの権利を削減する――そしてアフリカ人の取り分を増やす――効果を持ちこそすれ、カラードがそのために他州へ移住するインセンティブにはならない、ということなのである。

また、カラード公務員の処遇をめぐる訴訟において、ソリダリティ側の主張は、「憲法(第1条)では racially broadly representation が求められており、雇用均等法では equitable representation という表現になっているが、実態としてはそうした指針が absolute representation として運用されている(人口統計を絶対的な割当基準として使用している)」、というものであり、そのことが憲法違反である、という訴状を提出している。アファーマティブ・アクションは、単に国の人口比率を機械的に職場に適用する形で行う(absolute representation を追求し、その基準から外れた組織にペナルティを与える)のではなく、技能開発や貧困層の実質的なエンパワーメントを目的とするプログラムによって実施される必要がある、というのである。アファーマティブ・アクションに期限が設けられていないことも、今後、出生率に対する予測からア

フリカ人の人口比率が伸び続けるであろう南アフリカ社会で、他人種グループの(技能向上への)モチベーションを下げることにつながるのではないか、 との懸念につながっている²⁶。

第4節 考察

ここまで、紛争後の南アフリカ社会が、紛争時の加害-被害関係に対して は、原則として和解の理念のもとで有責性を問わず、したがって加害者処罰 や被害者補償の選択は、条件つきの非常に限定されたものであったこと、そ の一方で、アファーマティブ・アクションや BEE という制度を通して、ア パルトヘイト体制下の被害者集団であった非白人カテゴリーの人々が、経済 的・社会的資源を優先配分される仕組みが運用されてきたことを確認してき た。そして、そこでは、規定上は黒人概念に含まれるカラードの人々が、実 態としては(インフォーマルなものを含め)アフリカ人優遇の動きが多方面で 現実化している点を批判し、場合によっては訴訟に持ち込む事例が増えてい る事実も見てきた。ここに示されるのは、和解政策の帰結としてある社会集 団(カラード)が疎外の現実を訴えているという図式ではない。そうではな く. 和解政策と並行して. あるいは和解政策後に重点化された格差是正・資 源再配分政策(アファーマティブ・アクションと BEE)の運用過程で表面化し てきた政権批判や不満が、ある社会集団のアイデンティティ・ポリティクス へつながった、という図式である。この動き自体は、TRC に代表される 1990年代後半の和解政策から直接引き出されるものとはいえない。

本節では、こうした状況に対して、それがポスト和解政策の人種・民族間関係をどのように反映したものであるのか、次の2点から整理する。一つは、アフリカ人とカラードの関係。もう一つは、アフリカ人内部の民族間関係からうかがえる、社会集団間の序列化の動きである。

1. 資源再配分政策の実施に伴うカラード・アイデンティティ・ポリティクスの台頭

和解政策と並行して行われた正義政策(資源再配分政策)がカラード・アイデンティティ・ポリティクスの台頭につながった、という見方は、BEEの実施を ANC による政治戦略として分析する視点からも説明される。アフリカ人中間層の創出という点から BEE を分析するオケチュウ・イエドゥル(Okechukwu Iheduru) は、ポスト・アパルトヘイトの ANC 政府が行ったことは、独立後の他のアフリカ諸国、あるいは1920年代のアフリカーナー・エリートと同様に、政権基盤に対する否定的な要因を拡散させるために支持母体となる中間層を創ることだった、と考える(Iheduru 2004、8、23、25)。BEE 政策の目的は、単に黒人資本の管理人となることなのではなく、白人勢力とアフリカ人大衆の貧困という、政権の安定を揺るがしかねない条件に対抗するための同盟者をつくりだすことであった、とされるのである。この視点をとるならば、BEE が実質的には「勝者の政策」であったと同時に、西ケープ州で顕著にみられるカラード有権者の DA 支持が、ANC にとっては BEE 政策の受益者として適格でない条件とされることが見て取れる。

また、TRC を通じた和解政策が実施されていたマンデラ時代には、「虹の国」というスローガンも併用されていたが、その虹は、ムベキ政権以降BEE をめぐるポリティクスが進行するにつれ、統合の象徴というよりもむしろ、それぞれの色を政府による資源割り当てに反映させることのシンボルとして受け止められるようになった、とも指摘される(Gumede 2012, 152)。この虹にはそれぞれの色が均等に並ぶのではなく、人口比を反映した太く幅広い色とそうでない色が想定されるのだ。グメデロは、'bling culture'という用語を使い、アフリカ人に広まる傾向を批判する。bling とは、ラップ・ミュージシャンなどが好んで用いるキラキラと目立つアクセサリーを指す俗語であり、アメリカ黒人のサブカルチャーから来る価値観を指す。南アフリカで bling culture が浸透するとは、「運よく一発当てて派手な暮らしを手に

入れる」ライフスタイルが憧れとなることを意味する。そのような雰囲気のなかで、経済的繁栄に欠くことのできない「起業・発明・新しい考え」といったものが活発化する余地はなく、一生懸命に働き、学ぶ必要を誰も感じず、政治的有力者、すなわちアフリカ人エリートとのコネだけが意味を持ち、誰もが近道を探すようになっている、という(Gumede 2012, 101-102)。bling culture の浸透が南アフリカのすべての人種・民族カテゴリーではなくアフリカ人だけに見られることは、bling の恩恵を受けているのが政治的「勝者」であることを示しており、第2節3および第3節で取り上げたカラード側の批判が言及する現実、すなわちアフリカ人を不当に優遇する実態を間接的に描出するものである。

2. 資源再配分政策と和解政策の関係

政権政党の支持母体であり bling を謳歌できるのがアフリカ人である、という見立ては、カラード集団の立場からすれば実感を伴うものである一方で、アフリカ人内部の視点からすると、事態はそうした人種・民族間の軋轢という観点からよりも、むしろ序列化・有資格化といった傾向の浸透としてとらえるほうが有効なのではないか、と思わせる。そうした議論では、先の「虹」はさらに「タマネギ」のレトリックから再認識されるのである。

「今では多くの南アフリカ人にとって、虹はタマネギに取って代わられた。もっとも外側の「皮」がソマリア、コンゴ、ジンバブエ人らのアフリカ人移民。その下にツォンガ、シャンガーン、ヴェンダ、ペディといった人々[∞]で、政治的には周辺におかれ、国民的プロジェクトに対する忠誠が疑われる。襲撃(引用者注:2008年5月に生じた一連の外国人排斥暴動)の渦中にはズールー語の単語を発音させることで、彼らが南アフリカ人かどうかがテストされた。真正な中心部にはコーサとズールーが位置している」(Worby, Hassim and Kupe 2008, 6)。

「アフリカ人の間にさえ、人工的な序列が存在する。インド人やカラードとアフリカ人の間の序列がある一方で、アフリカ人のグループ同士の間でも、話者の規模や経済的な地位に基づく序列がある。1994年以降は、アフリカ諸国からの移民がこのシステムの最下層に位置づけられた」(Gumede 2012, 169)。

この場合、ポスト TRC の南アフリカで社会的紐帯が強調される際の不安 定要因のひとつがカラード集団であるという視点は、よりマクロな傾向—— 序列化・有資格化の流れ——のなかに位置づけられることになり、たとえば 2008年5月に生じた移民排斥事件との関連をうかがわせるものになる。

序列や有資格者といった視点が日常的に、ANC 関係者のなかで共有されている現実を思わせるエピソードを、デヴァン・ピレイ (Devan Pillay) は「うんざりしながら」報告している。

「ある日私は、元解放運動家の妻――彼女も運動家だった――に会った。 彼女は、夫が買ってくれたというスポーツカーを指して、「自分はこれに 値する存在なのだ」と悪びれずに強調した」(Pillay 2008, 97)。

解放の闘争の果実を受け取る「資格がある」という意識は、いうまでもなく「誰が」(例:アフリカ人が、コーサが、元活動家が……)という見方とセットになっている。先にウォービイらの「虹はタマネギにとって代わった」という譬えを参照したが、誰が本当のネイティブなのか、誰が正当な住民なのか、それゆえ、誰が配分に与れる者なのかという問いを芯に持つそのタマネギは、国政レベルからローカル・コミュニティでの勢力階梯のレベルにまで、適格者認定をめぐる政治の形で見出すことができるように思われる⁸⁰。

この傾向が、1994年の体制転換時にすでに方向付けされていた、といえるのかどうか。仮に「紛争後の社会では、勝者は敗者を排除する一方で、統合・取り込みを図ろうとする、という矛盾した二つの方向性が出現する」

(佐藤章) という視点を採用するなら、先のイエドゥルの分析ともあわせて、 次のように考えることができる(3)。すなわち、①紛争後の和解政策は、いわ ばより重要な格差是正・資源再配分の政策の衝撃を緩和するようなものであ り、当初より優先されていた政策の効果が表面化したにすぎない、というこ とになるだろう。一方、第2節1に引用したハリスが言うムベキ政権以降の 政策における人種概念の用いられ方の変化や、第2節2でコルネリッセンが 指摘する経済政策の変化(1990年代のRDPとGEAR. それ以降のBEE)を受 けて、1990年代末以降の(とりわけ経済)政策の変化を反映したものだ、と 考えることもできる。この場合であれば、②和解政策と格差是正・資源再配 分政策の間にあらかじめ対立関係が胚胎していたということにはならず. ANC 政権が続くなかで両者の関係が変化していった、と理解することになる。 いずれにせよ、上の二つの見方に共通するのは、和解政策が不十分・不適 切に行われたために社会集団間に差別化が持ち込まれ緊張関係が生じている. という議論を行わない点である。ここで和解という概念に対して一般的な意 味づけを受け入れ、和解とは紛争時に敵対していた社会集団同士の融和・協 調関係の促進である.と解するならば.そうしたゴールへ至る過程において は、和解政策とともに行われる、資源再配分等の広義の正義に該当する政策 の実施状況が重要であり、南アフリカの場合は、後者の運用が前者の理念を 上回る効果をもたらしているのではないか、という結論も①、②の立場で共 有される。そのうえで、さらに②の立場をとる場合、和解政策と背中合わせ に行われた正義に関する政策の不適切な実施[®]——黒人概念に関する法的規 定を逸脱しアフリカ人を優遇する. 和解の理念を骨抜きにする動きを容認す る. など――が. 排除や序列化の動きにつながり. その典型例として. カラー ド集団のアイデンティティ主張が強まっている。という現状認識に至るだろ う。

おわりに

本章は、紛争後の和解政策がどのような帰結に至るか、という問いを、南アフリカの事例を取り上げて検討した。その際に、和解政策の効果そのものを判定する、という手法はとらず、和解政策からは外された、紛争に起因する経済格差の是正や社会的・政治的資源の再配分をめざす広義の正義に関する政策がどのように実施され、それが和解政策との関係においてどのような影響を及ぼしたか、考察する、という議論を行った。これは、TRCの批判的検討を通じて和解政策と国民統合の関係を因果関係でとらえる先行研究とは異なるアプローチであり、和解政策の帰趨をより広い文脈においてとらえようとした。

第2節では、上述の正義に関する政策が、具体的にはアファーマティブ・アクションと BEE に代表される形で実施され、それがまず、アパルトへイト体制下で作り出された不平等を是正する目的のもとに、非白人としての黒人カテゴリーを設け、法的にはアフリカ人・カラード・インド人が該当すること、そして TRC が活動を終了する2000年以降に、その動きがより拘束力を持つ方向で発展してきた経緯を確認した。つぎに、BEE を擁護する言説を参照するなかで、その正当化のパターンが、アパルトへイト政権支持母体であったアフリカーナーの経済政策を参照する傾向があること、その際に、アフリカーナーと同一視する説明を通じて、アフリカ人集団を政治的な勝者であると位置づける視点がうかがえること、に着目した。

第3節では、BEE と、広い意味でのANC 政府の施策に対するカラード側からの反発・反論を、一般的な言説・経済的指標を参照する議論・ANC 党内の政策論争・訴訟の各次元から紹介した。とりわけ、BEE 実施におけるカラード差別の実態は、属性による排除なのか、能力主義による評価なのか、外部の人間にとってはにわかに判別しがたいケースが多数あるものと思われる。その点では、反アファーマティブ・アクションあるいは反 BEE 訴訟は、

カラード側の主張の論点およびそうした主張が生じた背景を明確に示す事例として扱い得る。そして、第2節3での説明とあわせて、法律上は必ずしも偏向がないにせよ、現場におけるその運用の際に、運用する側にとって政治的な利得につながる可能性のある選択としてカラードよりもアフリカ人を優遇する可能性が認識されるわけである。

こうした実態を把握することで、紛争後南アフリカにおける和解政策が目標として掲げ、また、その方向のもとで社会統合がめざされたはずの「虹の国」のようなスローガンは、広義の正義の政策が発展していくなかで、社会的・政治的資源再配分をめぐるポリティクスを暗示するレトリックへと転化し、さらにはそこに明確な序列階梯を読み込む「タマネギ」のような見立ても提起されている現状を取り上げた(第4節)。すなわち、ネイション・ビルディングとしての和解政策を推し進めた結果、ある社会集団(カラードや外国人移民)が疎外を訴える、という構図ではなく、和解政策と並行して、あるいは和解政策後に重点化された正義の政策の運用に批判的に反応する形で、ある社会集団(カラード)のアイデンティティ・ポリティクスが台頭してきた、ということである。そして、その動きをもたらした要因はカラードという社会集団に閉じたものなのではなく、序列化・有資格化という流れのなかに位置づけられるとした。和解政策後の社会統合に関する問題は、和解政策と並行して実施された政策、とりわけ正義に関する政策との関係において検討する必要がある、ということである。

l注.

⁽¹⁾ TRC 報告書は集合レベルの和解と個人レベルの和解を混同して使用している, という批判。

⁽²⁾ 人種差別主義の構造的な問題を論じることなく個々の人権侵害に注目したことへの批判。

⁽³⁾ 被害者中心的な活動をしているといわれたが、証言者に対する事後フォローは不十分であり、癒しの効果を十分もたらしたかどうか、疑問視する。

⁽⁴⁾ 反アパルトヘイト解放闘争にルーツを持つ多くの NGO があるにもかかわらず、TRC は十分にそのネットワークを活用することができなかった、とする

批判。

- (5) アパルトヘイト体制下の南アフリカでは、人口登録法により、白人、カラード、インド人、アフリカ人という4つの人種区分が設けられ、すべての南アフリカ人がそのいずれかに区分された。人口登録法は1991年に廃止されたが、1994年以降も政府統計ではこの区分が用いられている。そのことへの批判もあるが、アパルトヘイト体制下で作り出された人種集団間の格差が依然として残存する現状に対する批判をこめて、その区分を使用する立場もある。
- (6) このカテゴリーには、先住民であるコイサン人や、白人入植者との混血、さらには植民地期に南アフリカへ連れてこられたマレー系移民の子孫などが含まれる。後述するように、アパルトヘイト体制下では、「カラードという区分は体制側の差別と支配の道具である」としてその受容を拒否する立場があり、その一方でアフリカーンスを母語としつつも――つまりアフリカ人とは違うと自覚する――白人ではない現実をカラードという区分として受け入れる立場もあった。詳しくは Pickel (1997) を参照。
- (7) アパルトヘイト体制下ではアフリカ人には選挙権が認められていなかった。
- (8) 決定的・圧倒的な武力による解決が不可能ななか、散発的な暴力が続いている状態。
- (9) TRC 活動の具体的な記述については阿部 (2003: 2007: 2008) を参照。
- (10) ウィッツワータースラント大学社会学部教授。
- (11) http://www.info.gov.za/view/DownloadFileAction?id=156280
- (12) 中国系南アフリカ人は、裁判の末、アフリカ人カテゴリーに該当することになった。
- (13) 国政における最大野党であり、西ケープ州の第一党。カラードの多くが DA 支持とされる。
- (14) アフリカ的な価値観を象徴する表現として、ポスト・アパルトヘイトの南 アフリカでしばしば用いられる。人間性、思いやり、共感の意。
- (15) 主たる読者層は黒人。
- (16) 2006年4月16日死去。
- (17) ケープタウン大学歴史学部准教授。コイサンの歴史やアパルトへイト期のカラード・アイデンティティに関する研究業績がある。カラード。
- (18) この視点は、たとえば「カラードの知識人、あるいは中流以上のカラードにとって、カラード・アイデンティティを、とくに「被害者化されている」という文脈で、公共の場において主張することは、好ましいものとはされていない(shameful)」という、匿名の大学教員(カラード)のコメントにも示される。それは、過去に相対的に受益者的なポジションにあった文脈を捨象したうえで、アパルトヘイト後の国民統合という社会的な規範に反することになるからだと(筆者によるインタビューより。2012年2月、ケープタウン)。

- (19) 同様の批判は、インド人活動家からも提出されている(Sunday Tribune, 26 September 2010)。「今の政府の状態はわれわれがかつてめざしたものとは違う (…) ANC は人々に奉仕する組織ではなく、エリート間の取り決めで動く組織になってしまった」。
- 20) ケイック・ネット (Kyk Net) のロビンソン・レフストレークス (Robinson Regstreeks)。
- (21) Solidarity obo Christiaans v Eskom Holdings Ltd (2006) 27 ILI, 1291 (ARB).
- 22 1990年代半ばまではアフリカーナーを中心とした労働組合であり、鉱山・農場・電力といったアフリカーナー労働者の多い職種の組合員から構成されていた。その後、アパルトヘイトの撤廃と人種間関係の変化を受けて、アフリカーンス話者としてのカラード労働者との連携・協力を拡大し、現在に至っている。2012年11月までの時点で、ソリダリティは政府機関および準政府機関を相手取ったアファーマティブ・アクション訴訟を33件手がけ、そのうち10件に勝訴、7件に敗訴、16件が係争中。
- (23) 2012年に入ってから開始されたソリダリティがかかわる事案は以下のとおり。
 - a. ソリダリティに所属するメンバー5名(カラード4名, 白人1名)が, 更生局(Department of Correctional Services: DCS)を, 黒人でないことで昇進させなかったという理由から, Cape Town Labour Court に起訴(2012年5月21日)。ソリダリティは裁判所に対して, 昇進を認める件のみならず, DCSのアファーマティブ・アクションが雇用均等法と憲法に違反していると認めるよう求めている。雇用均等法案はまだ議会を通過していないが, DCS は2011年6月から局長通達によって, 国の EAP を地方レベルで適用するよう取り組んでいる。
 - b. 上記のケースと同様にして、南アフリカ警察 (South African Police Service: SAPS) のアファーマティブ・アクションが雇用均等法および憲法違反であると Johannesburg Labour Court に申し立て (2012年7月19日)。
 - c. Johannesburg Labour Court に対して、国立血液サービス (South African National Blood Service: SANBS) によるアフリカ人だけを対象とした職員募集への禁止命令を申し立てる (2012年9月20日)。
- (24) http://english.solidariteitbeweging.co.za/2012/07/17/ideology-of-absolute-representivity-ripples-outward-solidarity/
- 25) 「雇用均等法は黒人の語にカラードやインド人も含める規定を行っていたが、修正法案は、その内容を骨抜きにするものだ」(労働組合「連帯」副議長デルク・ハーマン Dirk Hermann) (*Mail & Guardian*, 21 February 2011)。
- 26 筆者によるインタビュー。Dirk Hermann と Dirk Groenewald。2012年8月。
- (27) ロンドン大学東洋アフリカ研究学院プログラム・ディレクター。元ソウェ

タン紙編集長。アフリカ人。

- 28) いずれも南アフリカ北部、とりわけツォンガとシャンガーンはモザンビーク、ベンダとペディはジンバブエに接する地域に、それぞれ多く居住する民族集団。
- (29) ヴィッツワータースラント大学社会学部教授。インド系南アフリカ人。
- (30) スタインバーグは、ゼノフォビア事件の背景を説明するのに、「特定の権利、ないしは社会経済的資源へのアクセス可能性」(entitlements) と「政府の庇護 (= 政府関係者とのコネ)」(stage patronage) という二つのキーワードを用いている (Steinberg 2008)。
- (31) 南アフリカの場合,武力転覆による政権交代ではなく,勝者と敗者の境界線はあいまいであるが,選挙結果を見れば,形式的にはANC支持のアフリカ人たちが勝利した,という視点を方法論的に採用することはできる。1994年4月に初めて行われた全人種参加総選挙では,ANCが有効投票数の62.7%,国民党が20.4%,黒人のズールー民族を主たる支持母体とするインカタ自由党(Inkatha Freedom Party: IFP)が10.5%を獲得した。
- (32) 「黒人概念に関する法的規定を逸脱しアフリカ人を優遇する」,「和解の理念を骨抜きにする動きを容認する」など。

[参考文献]

<日本語文献>

- 阿部利洋 2003. 「社会的和解をめぐる相克——南アフリカ・真実和解委員会活動後の課題 | 『アフリカレポート』 (37) 48-51.
- 2007. 『紛争後社会と向き合う――南アフリカ真実和解委員会』京都大学学 術出版会。

<外国語文献>

- Adhikari, Mohamed 2005. Not White Enough, Not Black Enough: Racial Identity in the South African Coloured Community. Athens: Ohio University Press.
- Bhorat, Haroon, Murray Leibbrandt, Muzi Maziya, Servaas van der Berg and Ingrid Woolard 2001. *Fighting Poverty: Labour Markets and Inequality in South Africa*. Claremont: Juta.
- Bhorat, Haroon and Ravi Kanbur eds. 2006. *Poverty and Policy in Post-apartheid South Africa*. Cape Town: HSRC Press.

- Cargill, Jenny 2010. Trick or Treat: Rethinking Black Economic Empowerment. Auckland Park: Jacana Media.
- Carranza, Ruben 2008. "Plunder and Pain: Should Transitional Justice Engage with Corruption and Economic Crimes?" *The International Journal of Transitional Justice* (2), 310–330.
- Chidester, David 1999. "Stories, fragments, and monuments." In *Facing the Truth: South African Faith Communities and the Truth and Reconciliation Commission*. edited by James Cochrane and John De Gruchy. Claremont: David Philip, 132–141.
- Cornelissen, Scarlett 2012. "'Our Struggles Are Bigger than the World Cup': Civic Activism, State-society Relations and the Socio-political Legacies of the 2010 FIFA World Cup." *British Journal of Sociology* 63 (2), 328–48.
- Cronin, Jeremy 1999. "A Luta Dis-Continua?: The TRC Final Report and the Nation Building Project." Paper delivered at *The TRC: Commissioning the Past Conference*, 11–14 June 1999. Johannesburg: University of Witwatersrand.
- Doxtader, Erik 2009. With Faith in the Works of Words: The Beginnings of Reconciliation in South Africa, 1985–1995. Claremont, South Africa: David Philip Publishers.
- Fullard, Madeleine and Nicky Rousseau 2003. "An Imperfect Past: The Truth and Reconciliation Commission in Transition." In *State of the Nation: South Africa 2003–2004*. edited by John Daniel, Adam Habib and Roger Southall. Cape Town: HSRC Press, 78–104.
- Gumede, William 2012. Restless Nation: Making Sense of Troubled Times. Cape Town: Tafelberg.
- Harris, Bronwyn 2004. "Arranging Prejudice: Exploring Hate Crime in Post-Apartheid South Africa." Centre for the Study of Violence and Reconciliation. (http://www.csvr.org.za/docs/racism/arrangingprejudice.pdf —2013年8月21日アクセス).
- Hayner, Priscilla B. 2001. *Unspeakable Truths: Facing the Challenge of Truth Commissions*. New York: Routledge.
- Iheduru, Okechukwu C. 2004. "Black Economic Power and Nation-Building in Post-Apartheid South Africa." *The Journal of Modern African Studies* 42 (1), 1–30.
- Innes, Duncan 2007. "History and Structure of the South African Economy." In *Visions of Black Economic Empowerment*. edited by Xolela Mangcu, Gill Marcus, Khehla Shubane and Adrian Hadland. Auckland Park: Jacana Media, 49–73.
- Institute for Justice and Reconciliation 2009. "SA Reconciliation Barometer: 9 th Round Media Briefing. Cape Town: Institute for Justice and Reconciliation (http://saba rometerblog.files.wordpress.com/2009/12/sarb_report_final_draft1.pdf —2013 年 7 月10日アクセス).

- Jack, Vuyo 2007. "Unpacking the Different Waves of Black Economic Empowerment." In Visions of Black Economic Empowerment. edited by Xolela Mangcu, Gill Marcus, Khehla Shubane and Adrian Hadland. Auckland Park: Jacana Media, 105-117.
- Landau, Loren B., Aurelia Segatti and Jean P. Misago 2011. "Governing Migration and Urbanisation in South African Municipalities: Developing Approaches to Counter Poverty and Social Fragmentation." South African Local Government Association (SALGA).
- Lester, Kevin 2007. "The Regulatory Framework of Black Economic Empowerment." In Visions of Black Economic Empowerment. edited by Xolela Mangcu, Gill Marcus, Khehla Shubane and Adrian Hadland. Auckland Park: Jacana Media, 118-131.
- Louw, Antoinette and Mark Shaw 1997. "Stolen Opportunities: The Impact of Crime on South Africa's Poor." ISS Monograph, No.14 (http://www.issafrica.org/uploads/ Monol4.pdf —2013年8月23日アクセス).
- Luhabe, Wendy 2007. "The Moral Bases of a Stakeholder Society." In Visions of Black Economic Empowerment. edited by Xolela Mangcu, Gill Marcus, Khehla Shubane and Adrian Hadland. Auckland Park: Jacana Media, 18-27.
- Mafuna, Eric 2007. "From Politics to Business," In Visions of Black Economic Empowerment. edited by Xolela Mangcu, Gill Marcus, Khehla Shubane and Adrian Hadland. Auckland Park: Jacana Media, 31-37.
- Miller, Zinaida 2008. "Effects of Invisibility: In Search of the 'Economic' in Transitional Justice." The International Journal of Transitional Justice (2), 266–291.
- Neocosmos, Michael 2010. From 'Foreign Natives' to 'Native Foreigners': Explaining Xenophobia in Post-apartheid South Africa, Citizenship and Nationalism, Identity and Politics, Dakar: Codesria.
- Pickel, Birgit 1997, Coloured Ethnicity and Identity: A Case Study in the Former Coloured Areas in the Western Cape/ South Africa. Hamburg: Lit Verlag.
- Pillay, Devan 2008. "Relative Deprivation, Social Instability and Cultures of Entitlement." In Go Home or Die Here: Violence, Xenophobia and the Reinvention of Difference in South Africa. edited by Shireen Hassim, Tawana Kupe and Eric Worby. Johannesburg: Wits University Press, 93-103.
- Posel, Deborah 2002. "The TRC Report: What Kind of History? What Kind of Truth?" In Commissioning the Past: Understanding South Africa's Truth and Reconciliation Commission. edited by Deborah Posel and Graeme Simpson. Johannesburg: Witwatersrand University Press, 147-172.
- Sachs, Albie 2007, "The Constitutional Principles Underpinning Black Economic Em-

- powerment." In *Visions of Black Economic Empowerment*. edited by Xolela Mangcu, Gill Marcus, Khehla Shubane and Adrian Hadland. Auckland Park: Jacana Media, 9–17.
- Serumaga-Zake, Philip, D. Kotze and R. Madsen 2005. "A Descriptive Study of the Dynamics of Relative Poverty in the Western Cape Province of South Africa." *Development Southern Africa* 22 (1), 143–160.
- South African Government 2008. "Towards a Fifteen Year Review: Synthesis Report." (http://www.info.gov.za/view/DownloadFileAction?id=89475 —2013年8月23日アクセス).
- Steinberg, Jonny 2008. "South Africa's Xenophobic Eruption." *ISS Paper* (169), 1-16. (http://www.queensu.ca/samp/migrationresources/steinberg.pdf —2013年7月 10日アクセス).
- Struwig, Jaré, Ben Roberts and Yul Derek Davids 2011. "From Bonds to Bridges: Towards a Social Cohesion Barometer for South Africa." *HSRC Review* 9 (4), 10-11. (http://hsrc.ac.za/en/research-data/view/5766 —2013年8月21日アクセス).
- Valji, Nahla 2003. "Creating the Nation: The Rise of Violent Xenophobia in the New South Africa." Centre for the Study of Violence and Reconciliation. (http://cormsa.org.za/wp-content/uploads/Research/Xeno/riseofviolent.pdf 2013年7月10日アクセス).
- Van der Berg, Servaas and Megan Louw 2004. "Changing Patterns of South African Income Distribution: Towards Time Series Estimates of Distribution and Poverty." South African Journal of Economics 72 (3), 546–572.
- Van der Merwe, Hugo 2003. "National and Community Reconciliation: Competing Agendas in the South African Truth and Reconciliation Commission." In *Burying the Past: Making Peace and Doing Justice after Civil Conflict*. edited by Nigel Biggar. Washington, DC: Georgetown University Press, 101–124.
- Wilson, Richard, A. 2001. The Politics of Truth and Reconciliation in South Africa: Legitimizing the Post-Apartheid State. Cambridge: Cambridge University Press.
- Worby, Eric, Shireen Hassim and Tawana Kupe 2008. "Facing the Other at the Gates of Democracy." In *Go Home or Die Here: Violence, Xenophobia and the Reinvention of Difference in South Africa*. edited by Shireen Hassim, Tawana Kupe and Eric Worby. Johannesburg: Wits University Press, 1–11.

<新聞・定期刊行物>

Business Day.

Cape Argus.

Cape Times.

City Press. Diamond Fields Advertiser. Fin 24 online. Mail & Guardian. Saturday Star. Sunday Tribune.

The Citizen.

The Herald.

The Sunday Times.

付表1 略語表

略語	正式名称	日本語訳	
ANC	African National Congress	アフリカ民族会議	
B-BBEE	Broad-based Black Economic Empowerment	広範囲にわたる黒人の経済力	
		強化	
BEE	Black Economic Empowerment	黒人の経済力強化	
BEE-Com	BEE Commission	黒人の経済力強化委員会	
BMF	Black Management Forum	黒人経営フォーラム	
DA	Democratic Alliance	民主同盟	
GEAR	Growth, Employment and Redistribution Plan	成長・雇用・再分配計画	
IFP	Inkatha Freedom Party	インカタ自由党	
Nail	New Africa Investments Limited	ニュー・アフリカ・インベス	
		トメンツ	
NP	National Party	国民党	
RDP	Reconstruction and Development Programme	復興開発計画	
TRC	Truth and Reconciliation Commission	真実和解委員会	

(出所) 筆者作成。

付表 2 略年表:ポスト・アパルトヘイトの社会統合にかかわる政策と出来事

政権	政策と出来事
マンデラ(1994~1999年) <人種協調と和解>	 ・真実和解委員会(1995~2000年、最終報告書提出は2003年) ・復興開発計画(RDP, 1993年~) ・成長・雇用・再分配計画(GEAR, 1996~2001年) ・ムベキがANC党首に選出される(1998年) ・雇用均等法施行(1998年) ・明文化されない形でのアファーマティブ・アクションの実施
ムベキ(1999〜2008年) <人種間の経済的不平等の 是正、「人種への回帰」>	 BEE 戦略文書の策定、B-BBEE 法の施行 (2003年) B-BBEE ガイドラインの公表 (2004年) アパルトヘイト後のカラードの不満を描いたアディカリ 著 Not White Enough Not Black Enough 公刊 (2005年) エスコム訴訟 (2006年) ズマが ANC 党首に選出される (2007年) ゼノフォビア事件 (2008年)
ズマ(2009年~) <エンタイトルメントをめ ぐるポリティクス>	 ・マニイ - マニュエル論争 (2010~2011年) ・雇用均等法修正法案をめぐる論争 (2011年~) ・企業の黒人雇用に対する強制力を増した B-BBEE 修正 法案の提出 (2011年) ・複数の政府文書における社会的紐帯概念の強調 ・カラードを原告とするアファーマティブ・アクション訴 訟の増加

(出所) 筆者作成。